100年目を迎えた戸籍制度
市でも点検運動を実施

明治4年に戸籍制度を規定した「戸籍法」が公布されてから今年で百年目を迎えますが、当市でもこの百周年を記念して来る8月5日から31日まで「戸籍、住民票点検運動」を実施して、本人およびその家族の戸籍と住民票などを市民のみなさんに無料でお見せすることとしています。私たちには戸籍があります。あなたのお父さんやお母さん、あなた自身の子どもの戸籍と住民票を確かめるため市民課へお出かけになってはみませんか……。それでは古い歴史をもつ「戸籍」という意義について、ここに若干ご紹介してみましょう。

わが国の戸籍の歴史は古く、今から約一千年以上も前に賦役のため調査が行なわれたのが初めてだと伝えられ、その後約七百年ほど経ってから授田、租税、賦役などのため全国的に戸籍が調整されたといわれています。（当時の戸籍は、現在奈良の正倉院に保管されています）。

戸籍は、このように古い歴史をもち、主に租税徴兵、防犯など行政の目的のためにつくられてきましたが、現在の戸籍は人の身分関係の公簿、つまり人が生まれたことや死亡したことなどを登録しておき、必要に応じてそれを証明するものです。

ところで戸籍は、すべてみなさんからの届け出によってつくられ次のような意義をもっています。

◆出生の届け出は、子どもが生まれてから十四日以内に父または母が届け出をしなければなりません。このさい注意しなければならないことは、子どもの名前に用いる文字に制限があって、カタカナ、ひらがな変体カナを除く、当用漢字、人名用漢字を含む）以外は用いられませんが、同音のくり返しに用いる「ゝ」、「〻」などの文字や長音に用いる「ー」の文字は用いてもよいことになっています。同居の親族などが七日以内に死亡届けをすることに定められています。

このように出生や死亡は、人の一生の始めと終わりなので、戸籍上明確にしなければならないこと。届け出期間や届け出の義務者が定められています。

◆死亡届は、同居の親族などが七日以内に死亡届けをすることに定められています。

このように出生や死亡は、人の一生の始めと終わりなので、戸籍上明確にしなければならないこと。届け出期間や届け出の義務者が定められています。

◆婚姻届は、結婚式を挙げたら即届け出をするようにしたいものです。

◆養子縁組をしても戸籍の届け出をしなければ法律上、正式な親子として認められません。

以上のように届け出は戸籍のもとになる重要なことですから、みなさんが届け出をする時は、本籍、氏名、生年月日などをはっきりと書いて早めに届け出をすることが大切です。なお、戸籍は人の身分関係を証明するものですから、だれでも手数料を納めて戸籍謄本を閲覧することができます。（ただし連動期間中は無料で点検に供します）。

あなたも戸籍を確かめてみませんか

◇昭和四十五年十月一日から昭和四十六年三月三十一日までの業務の状況

(1)事業の概況

この期間は、昭和四十四年度の繰越工事（第一期工事）の工事代金の完成した第五次拡張工事（第一期工事）の代金支払いのため、起債の獲得につとめ、申請どおり金額起債が認められ、いままで施工した分の工事代金を全部完了しました。また、蛇口の水が赤く濁る苦情が加しました。

(2)事業の概況

この期間の収支の状況は別表のとおりで、この期だけに限りますと、収益的収支では、二千百四十一万六千円の支出超過、資本的収支では八千八百二一六万円の支出超過となっています。

◇昭和四十六年度水道事業会計予算の状況

(1)事業の概況

今年度は、満願寺浄水場に、川の水が高濁度を呈したときの対策として浄水池一池を、また、小倉地区の減圧解消のため配水管の新設などが事業の主なものとなっています。

(2)予算の状況

予算は別表のとおりですが、収益的収支では収支のバランスをはかるため費用を最低限におさえたので、今後は費用の増加が必要であり、年度末において赤字決算になることが予想されます。資本的収支では二千五百余万円の赤字となっていますが今後も収入不足が増加する見込みであり補てん不足（実質赤字）は避けられない予想です。

水道局の業務状況を公表

新津市水道事業設置等に関する条例第五条第二項および第二項の規定に基づき、水道事業に関する業務の状況をつぎのとおり公表します。

昭和四十六年五月三十一日

新津市長　志田　保

昭和45年10月1日から昭和46年3月31日まで　下半期の経理状況

収益的収入及び支出

収入

区分	科目	下半期分	上半期との累計
営業収益	給水収益	72,980千円	156,017千円
	受託給水工事収益	4,043	5,828
	その他の営業収益	191	207
営業外収益	受取利息及び配当金	188	423
	雑収益	983	2,755
計		78,385	165,230

支出

区分	科目	下半期分	上半期との累計
営業費用	原水及び浄水費	23,042千円	40,865千円
	配水及び給水費	12,277	21,976
	受託給水工事費	2,995	4,367
	業務費	7,748	14,083
	総係費	6,670	11,618
	減価償却費	20,958	20,958
	資産減耗費	640	674
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	22,280	45,085
	繰延勘定償却費	3,191	3,191
計		99,801	162,817

資本的収入及び支出

収入

科目	下半期分	上半期との累計
企業債	85,000千円	255,000千円
工事負担金	7,075	7,281
計	92,075	262,281

支出

区分	科目	下半期分	上半期との累計
建設改良費	拡張工事費	161,911千円	270,018千円
	浄水施設費	562	562
	給水施設費	12,171	12,811
	備品購入費	184	1,130
企業債償還金		5,507	10,865
計		180,335	295,386

昭和46年度水道事業会計予算

収益的収入および支出

収入

区分	科目	金額	備考
営業収益	1給水収益	180,347千円	水道料金
	2受託給水工事収益	5,536	修繕料金
	3その他の営業収益	174	手数料
営業外収益	1受取利息及び配当金	180	
	2雑収益	39	不用品の受入売却
計		186,276	

支出

区分	科目	金額	備考
営業費用	1原水及び浄水費	42,888千円	浄水の製造と送水の費用
	2配水及び給水費	23,041	配水水管の維持修繕費用
	3受託給水工事費	3,937	引込管の修繕費用
	4業務費	17,497	検針、料金調定の費用
	5総係費	12,475	庶務会計の費用
	6減価償却費	21,044	
	7資産減耗費	120	
営業外費用	1支払利息及び企業債取扱諸費	60,902	
	2繰延勘定償却費	3,765	退職金償却費
予備費		50	
計		185,720	

資本的収入および支出

収入

科目	金額	備考
企業債	65,000千円	長期借入金
計	65,000	

支出

区分	科目	金額	備考
建設改良費	1拡張工事費	68,143千円	
	2浄水施設費	1,500	浄水場改良費
	3給水施設費	3,766	配水管改良費
	4備品購入費	1,403	工具器具購入費
企業債償還金		15,582	起債返済元金
計		90,394	

〝新津健児〟の名誉？にかけて

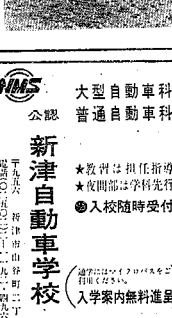

カメラスケッチ

フレー、フレー○○君！と各地区代表選手へ応援合戦に始まる恒例の市体育大会。今年で数えて十六回目、伝統あるこの大会は去る十一日三百名近くの青年男女が集う二中グラウンドで開かれました。県大会を真近に控え、代表選考の足がかりとするこの大会には〝新津健児の名誉？にかけて〟か三つの種目に新しく大会記録も生まれ、内四地区の選手が四百メートルなどに若い力を競い合いました。写真下▼

▲選手といっしょにガンバレ、ガンバレ

去る十一日、一小グラウンドで県身障者の下越地区体育大会が、新潟・新発田など八市四郡から約千人もの人たちが参加して盛大に開かれました。

時折り小雨のぱらつくあいにくの天気でしたが、参加者は元気いっぱい、手足の不自由、身体の障害にもめげず、各種目にグラウンドせましと走りまわりました。応援団も熱心そのもので、自腹の勝利を願うあまり、ついには選手といっしょに走りだし〝ガンバレ〟〝ガンバレ〟……。

掛軸仕立・襖張り替
室内装飾一式
鈴木表具店
新津市本町三丁目18番4号
電話(2)1986

洋服のいちだが男達だけの店になりました。
※オールメンズショップ いちだ TEL 2-0648
※レディーズサロン Mi Mi TEL 2-6857

公認 大型自動車科 普通自動車科
新津自動車学校
〒956 新津市中野町二丁目 電話(0)二五〇三・二九二・四九六三
★教習は担任指導
★夜間部は学科先行
☻入校随時受付
生徒募集
昼間部 夜間部
通学にはハイクロバスをご利用ください。
入学案内無料進呈

でんわコーナー
ダイヤル後の無音は故障ではありません
ダイヤル後、5秒～15秒の間、なにもきこえないことがあります。これは交換機がつなぐ回線を捜している時間です。故障ではありませんので、そのまましばらくお待ちください。
電話の移動工事のご注文は、お早目に2－1000番へご連絡ください。
新津電報電話局